

[様式第19号]

\*裏面の作成方法を読んで記載し、選択項目は該当番号に“○”で表示して下さい

死亡申告 ( 年 月 日)							
① 死 亡 者	姓名	*ハングル		性別	*住民登 録番号	—	
		漢字		1. 男 2. 女			
	登録基準地						
	*住所						
	*死亡日時						
*死亡場所	場所						
	区分	1. 住宅 2 医療機関 3 施設機関 (養老院、孤児院等) 4 産業場 (学校、運動場等) 5 D. O. A (病院移送中死亡) 6 公路 (道路 車道) 7 他 ( )					
②その他の事項							
③ 申 告 人	*姓名	㊟又は署名		住民登録番号			
	*資格	1 同居親族 2 非同居親族 3 同居者			*関係		
		4 その他 (保護施設長・死亡場所管理長等)			*資格		
住所			*電話		Eメール		
④	提出人	姓名	住民登録番号				
*次は国家の人口政策樹立に必要な資料で「統計法」第32条及び第33条により誠実応答義務があり、個人の 秘密事項は徹底に保護しますので事実通り記入して下さい							
⑤ 死 亡 種 類	(1) 病死	⑥ 事 故	種類	(1) 交通事故 (2) 自殺 (3) 墜落事故 (4) 他殺			
	(2) 事故死⇒		発生 地域	(1) 現住所と同市区郡 (2) 他市区郡 (市道、市区郡) (3) 他 ( )			
	(3) 他		発生 場所	(1) 住宅 (2) 公共場所 (学校、病院等) (3) 道路 (4) 商業サービス施設 (商店、ホテル等) (5) 産業、建設現場 ( ) (6) 農場 (田畑、畜舎養殖場等) (7) 他			
	他の身体状況		診断者	(1) 医師 (2) 韓医師 (3) 他			
死 亡 原 因	(가)	直接死因	⇒	発生から死 亡までの期 間			
	(나)	(가) の原因	⇒				
	(다)	(나) の原因	⇒				
	(라)	(다) の原因	⇒				

⑧ 死 亡 者	国籍	(1) 韓国人 (2) 帰化した韓国人 (以前の国籍: )				
	最終卒業学校	(1) 無学 (2) 初等学校 (3) 中学校 (4) 高等学校 (5) 大学 (校) (5) 大学院以上				
	発病 (事故) 当時の職業		婚姻状態	(1) 未婚 (2) 配偶者有 (3) 離婚 (4) 死別		

\*以下の事項は申告人は記載しません

邑面洞受付	家族関係登録官署送付	家族関係登録官署受付及び処理
	年 月 日	

**作成方法** \*死亡申告書は1部を作成提出しなければならない。

<p>①欄：例）午後2時30分⇒14時30分、夜12時30分⇒翌日の0時30分</p> <p>(1) 住宅は死亡場所が死亡者の家も父母・親戚等の家を含む</p> <p>(2) D. O. Aは医療機関（病院等）に移送途中死亡した場合</p> <p>(3) その他例示以外の飛行機、船舶、汽車、乗用車内などの場所に該当する場合</p> <p>②欄：下記の事項家族関係登録簿に記録を明確にするため特に必要な事項を記載する</p> <p>：診断書（検案書）未添付時 その理由</p> <p>③欄：資格欄には該当項目に“○”で表示して（4）その他は死亡場所の管理者等該当資格を記載する</p> <p>④欄：提出者（申告人可否不問）の姓名及び住民登録番号記載[受付担当公務員は身分証と照合]</p> <p>⑤欄：死亡診断書又は死体検案書記載された“死亡の種類”を参考に記載し、事故死は診断書上に外因死に該当し、その他である場合その内容を具体的に記載する</p> <p>⑥欄：事故死で死亡（（5）欄で[2]事故死 応答）した場合、具体的な事故の種類、事故発生地域及び場所を記載する</p> <p>⑦欄：死亡診断書又は死体検案書などに記載されたすべての死亡原因の内容を同一に記載する</p> <p>(7) 直接死因とは直接死の原因になった合併症、疾病、損傷</p> <p>(1) は (7) 直接死因に至る一連の病的状態を起こした疾病と損傷</p> <p>(2) は (1) に至る一連の病的状態を起こした疾病と損傷</p> <p>(3) は (2) に至る一連の病的状態を起こした疾病と損傷</p> <p>その他の身体状況は (7) ～ (3) と関係なく直接的な原因ではないが不利に作用したすべての疾病と損傷</p> <p>&lt;良くない例示&gt;心臓麻痺、呼吸停止、心肺停止、心不全、老衰等と同じ死亡形態や類型</p> <p>⑧欄：死亡者の“最終卒業学校”は教育人的資源部長官は認定するすべての正規機関を基準に記載し、各級学校の在学（中退）者は卒業した最終学校に該当する番号に○印する</p> <p>&lt;例示&gt; 大学校3学年中退⇒（4）高等学校に○印</p> <p>死亡者の“は発病（事故）当時の職業”は死亡の原因となった疾病又は事故が発生した時の職業を具体的に記載する</p> <p>&lt;例示&gt; 会社員（×）⇒○○会社営業部販促社員（○）</p> <p>公務員（×）⇒○○庁建築許可業務担当（○）</p>
---

添付書類	
<p>1. 死亡者に対する診断書や検案書1部</p> <p>2. 死亡の事実を証明すべき書面（診断書や検案書を添付できないとき）：下記のうち1部</p> <p>—死亡証明書（洞・里・統長又は隣友2名以上が作成した、死亡証明書）：証明人は隣友人（2名以上）である場合は証明人の印鑑証明書、住民登録証写本、運転免許証写本、旅券写本、公務員証写本中1部を添付しなければならない、証明人が洞・里・統長であるときは1名の証明で足り原則的に洞・里・統長であることを証明する書類添付要。</p> <p>—官公署の死亡証明書又は埋葬認許証</p> <p>—<b>死亡申告受理証明書</b>（外国官公署で死亡申告した場合）</p> <p>*下記3項は家族関係登録官署で電算でその内容を確認出来る場合添付を省略する</p> <p>3. 死亡者の家族関係登録簿の基本証明書1通</p> <p>4. 身分確認[家族関係登録例規第23号に因る]</p> <p>—申告人が出席した場合：身分証明書</p> <p>—提出人が出席した場合：申告人の身分証明書写本と提出人の身分証明書</p> <p>—郵送提出の場合：申告人の身分証明書写本</p>	
<p>*財産相続の限定承認、放棄案内</p>	<p>*この案内は死亡申告とは関係のない内容です。</p> <p>詳しい内容は家庭法院(家庭裁判所)又は地方法院（(地方裁判所) 民願室にお問い合わせください。</p>

1. 意義：限定承認—相続人は相続から得る財産の限度で相続を承認すること

：放棄—相続財産に含まれるすべての権利義務の継承を放棄すること

2. 方式：限定承認—相続財産の目録を添付して家庭法院に申告する

放棄—家庭法院に放棄の申告する

3. 申告期間：相続開始があることを知った日から3か月以内（民法第1019条第1項）

：相続人は相続債務が相続財産を超過する事実を重大な過失なく相続開始があること知った日から3か月以内に、知らずに単純承認（民法第1026条第1号及び第2号により単純承認したこととみる場合を含む）をした場合にはその事実を知った日から3か月以内に限定承認をすることができる。

4. 管轄：相続開始時[被相続人の（最後の）住所地]管轄法院（裁判所）